

六月二十二日 大阪毎日新聞記事

調停近く因島争議 爭議幹部調らる

因島争議における司法當局の取調は益々峻嚴となり三ヶ月後六時候事の一行は數十名の警官隊を引率、爭議因本部及び支部五ヶ所に臨検し家宅搜索を行ひ何等かの證據物件を押收し爭議因幹部杉原・金正・近藤の諸氏を引致し三十日引續き取調べをなしその他關係者を多數喚問しつある一方柳田豫審判事は三十日前因島工場に出張、何事か取調べぶら處があつた尚ときに調停によつた三原町の國粹會員木林三郎氏は大阪太政官の淡村榮一氏の来島に力を得て串烟職長と語らひ三名にて更に調停を試みることゝ三十日深更甚子場長と會見して意見を聽取し更に争議因幹部と會見せんとしたが前記三氏が取調べられてゐるので其の意を得ず三十日司法當局に對し調停中幹部の取調中止を嘆願した。調停者の新規調停案は極秘にして居るが三十日中には解決をつける積りだと云つてゐるが工場側では最

初の意願通書や高賃求は容れまいとして解雇者に対する家族救済金若干円は支出する所以であると、爲めて努力。争議幹部は、争議團の因島争議に對し新老北調停者として登場した大阪太政官の淡村榮一氏は森三郎、串烟職長等と計らた結果廿四正午争議因本部に於て本部及び支部幹事等と會見し解雇者に対する家族救済金三萬圓を會社から支出せしめられ事としづに大阪本社が提示した四條件を容れて折合ふやうにして貰ひたいと申入れ幹部連は直に協議會を開き最初提出した日給増加其他の要求は全部これを工場長に任すが解雇者は懲罰解雇とせずに普通解雇とする。會社案する復職職工に対する廿四貸與を十日貸與とし後の十四は贈與と改まる事にして貰ひたいと調停者に回答した。調停者は之に同意を表し廿四正午五時から甚子場長と會見した。

引續き起訴され因島争議幹部